

令和8年度 乳児等通園支援の利用定員の設定について

乳児等通園支援の利用定員の設定について、子ども・子育て支援法第54条の2第3項の規定により、意見を求めます。

子ども・子育て支援法第54条の2

(特定乳児等通園支援事業者の確認)

第54条の2 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所～(略)～ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を～(略)～聴かななければならない。

事業所名 みどりが丘保育園

設定理由 令和7年10月に乳児等通園支援事業所として認可し、事業を開始しているが、令和8年4月から乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の確認を受ける必要があるため。

合計	0歳児	1歳児	2歳児
7人	3人	2人	2人

事業所名 大網白里市子育て支援館

設定理由 令和7年11月に公立の乳児等通園支援事業所として事業を開始しているが、令和8年4月から乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の確認を受ける必要があるため。

合計	0歳児	1歳児	2歳児
6人	2人	2人	2人

※参考(国Q&A抜粋)

Q 「0歳児5人 1・2歳児5人」で利用定員を設定した施設において、設備運営基準はみたとつつ、「0歳児4人、1・2歳児6人」といったように、利用児童の総合計が利用定員を超えない範囲で内訳が変動しても問題ないか。

A 差し支えございません。